

令和8年度

【No. 5】指定障害福祉サービス事業者等指導調書

○ 指定療養介護

事業所の名称		
事業所の所在地		
事業者の名称		
事業所番号	46	
指導年月日	令和 年 月 日	
指導調書作成担当者		
立 会 者 (事業所側)	職 名	氏 名
	職 名	氏 名
	職 名	氏 名
連 絡 先 等	電 話	
	F A X	
	Eメール アドレス	
	H P アドレス	
指 導 監 査 課	(班長) 職 名	氏 名
	(班員) 職 名	氏 名
	(班員) 職 名	氏 名
	(班員) 職 名	氏 名

※ 太枠内のみ事業所において御記入ください。

※ A4両面印刷で提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。

※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」として
ください。

＜過去３年の出席状況＞

令和	年度	・・・	(	出席	・	欠席	)
令和	年度	・・・	(	出席	・	欠席	)
令和	年度	・・・	(	出席	・	欠席	)

- 集団指導は、毎年開催し、支援サービス等の取扱い、給付費に係る請求の内容、
制度改正内容、障害者虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとした過去の
指導事例等について、伝達等を行いますので、欠席した事業所においては、次回
集団指導に、必ず出席してください。

《目 次》

I	運営指導当日準備する必要書類	1
II	主眼事項及び着眼点（指定療養介護）	
第1	基本方針	2
第2	人員に関する基準	
1	従業者の員数	2
第3	設備に関する基準	
1	設備	8
第4	運営に関する基準	
1	内容及び手続の説明及び同意	8
2	契約支給量の報告等	10
3	提供拒否の禁止	10
4	連絡調整に対する協力	10
5	受給資格の確認	10
6	介護給付費の支給の申請に係る援助	12
7	心身の状況等の把握	12
8	指定障害福祉サービス事業者等との連携等	12
9	サービスの提供の記録	12
10	指定療養介護事業者が支給決定障害者に求めることのできる金銭の 支払の範囲等	14
11	利用者負担額等の受領	14
12	利用者負担額に係る管理	16
13	介護給付費の額に係る通知等	16
14	指定療養介護の取扱方針	16
15	療養介護計画の作成等	18
16	サービス管理責任者の責務	20
17	相談及び援助	20
18	機能訓練	20
19	看護及び医学的管理の下における介護	20
20	その他のサービスの提供	22
21	緊急時等の対応	22
22	支給決定障害者に関する市町村への通知	22
23	管理者の責務	22
24	運営規程	24
25	勤務体制の確保等	24
26	業務継続計画の策定等	28
27	定員の遵守	30
28	非常災害対策	32
29	衛生管理等	32
30	掲示	36
31	身体拘束等の禁止	38
32	秘密保持等	40
33	情報の提供等	42
34	利益供与等の禁止	42
35	苦情解決	42
36	事故発生時の対応	44
37	虐待の防止	46
38	地域との連携等	48
39	記録の整備	48
第5	変更の届出等	48
第6	介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い	
	基本事項	50
1	療養介護サービス費	50
2	地域移行加算	56
3	福祉専門職員配置等加算	56
4	人員配置体制加算	58
5	障害福祉サービスの体験利用支援加算	60
5の2	集中的支援加算	60
6	福祉・介護職員等処遇改善加算	62

(参考)

主な根拠法令等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

運営指導当日準備する必要書類

指定療養介護

1	勤務実績表（出勤簿）/タイムカード、勤務体制一覧表	有・無
2	従業員の雇用に関する書類（辞令又は雇用契約書、資格証、研修修了証、就業規則）	有・無
3	秘密保持に関する就業時の取り決め（雇用契約書、誓約書など）	有・無
4	運営規程、契約書、重要事項説明書、利用料金等の説明文書受給者証（写）	有・無
5	個人情報使用に係る同意書（利用者・家族）	有・無
6	受給者証（写）	有・無
7	契約内容報告書	有・無
8	訓練等給付費の額に係る通知	有・無
9	工賃支払いに関する書類 ※生産活動により利用者に賃金を支払う事業所のみ	有・無
10	非常災害対策の計画、避難訓練の実施記録、消防用設備等点検結果報告書	有・無
11	感染対策等の記録（感染症対策委員会の記録、指針、研修・訓練記録、レジオネラ属菌検査等の結果記録）	有・無
12	業務継続計画（感染症・災害）、研修及び訓練の記録	有・無
13	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
14	苦情・相談に関する記録（マニュアル、対応記録）	有・無
15	事故対策・対応関係書類（マニュアル、事故・ヒヤリハット記録、事故報告書など）	有・無
16	内部・外部研修の記録	有・無
17	「虐待防止」に向けた取り組みに関する書類（虐待防止委員会の記録、指針、責任者が分かる書類、研修記録）	有・無
18	「身体拘束廃止」に向けた取り組みに関する書類 ・検討委員会の記録、指針、研修、手続き（説明・同意）の記録 ・拘束の事例がある場合は、利用者の心身の状況や検討の記録変更届（控）	有・無
19	「一連のケアマネジメントプロセス」に関する書類 ・サービス等利用計画利用計画、アセスメントの記録、ケース会議の記録 ・アセスメント結果の記録、サービス提供（支援経過）の記録 ・連絡調整の記録	有・無
20	給付費明細書（報酬請求の算定要件に適合することを確認できる記録書類）	有・無
21	領収証（請求書）（控）	有・無
注1 運営指導対象期間は、前回の運営指導以降分となります。初回の運営指導は、指定日以降分です。その期間に対応した上記書類を準備してください。 なお、辞令（又は雇用契約書）及び資格証は、現在勤務されている方全員分について、当初の分からご用意をお願いします。 注2 その他の書類についても当日提示していただく場合があります。		

主眼事項及び着眼点（指定療養介護）

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第 1 基本方針	（１）事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき利用者に対して指定療養介護を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定療養介護を提供しているか。 （２）事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定療養介護の提供に努めているか。 （３）事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 （４）指定療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第 2 条の 2 に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
第 2 人員に関する基準 1 従業者の員数	事業所に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	いる・いない
（１）医師	健康保険法第 65 条第 4 項第 1 号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上となっているか。	いる・いない
（２）看護職員（看護師、 准看護師又は看護補助 者）	指定療養介護の単位（指定療養介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 2 で除した数以上となっているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録	法第 43 条 平 24 条例 52 第 3 条 第 1 項	
	○営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 3 条 第 2 項	
	○運営規程 ○研修計画、研修 実施記録 ○虐待防止関係書 類責任者を設置 していることが 分かる書類	平 24 条例 52 第 3 条 第 3 項	
	○運営規程 ○個別支援計画 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 49 条 平 18 厚令 171 第 49 条	
○「常勤換算方法」 総従業者の 1 週間の勤務延べ時間数 ÷ 当該事業所において常勤の従業者が 1 週間に勤務すべき時間数 (32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。)		平 24 条例 52 第 50 条	
○「勤務延べ時間数」 勤務表上、サービス等の提供に従事する時間又は準備等を行う時間 (待機の時間を含む。) として明確に位置付けられている時間の合計数。 なお、従業者 1 人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。	○勤務実績表 ○出勤簿 (タイムカード) ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数 (平均利用人数) が分かる書類 (実績表等)	平 24 条例 52 第 50 条 第 1 項第 1 号 平 18 障発第 1206001 号第四の 1 (1) 平 24 条例 52 第 50 条 第 1 項第 2 号 平 18 障発第 1206001 号第四の 1 (2)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(3) 生活支援員	指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上となっているか。	いる・いない
	また、1人以上は常勤となっているか。	いる・いない
	(ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができる。)	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 指定療養介護の単位 ① サービス提供の単位 指定療養介護の単位とは、1日を通じて、同時に、一体的に提供される指定療養介護をいうものであり、次の要件を満たす場合に限り、複数の指定療養介護の単位を設置することができる。 ア 指定療養介護が階を隔てるなど、同時に、2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえないこと。 イ 指定療養介護の単位ごとの利用定員が20人以上であること。 ウ 指定療養介護の単位ごとに必要とされる従業者が確保されていること。 ② サービス提供単位ごとの従業者の配置 指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者を確保するとは、指定療養介護の単位ごとに生活支援員について、当該指定療養介護の提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものである。 （例えば専従する生活支援員の場合、その員数は1人となるが提供時間帯の2分の1ずつの時間専従する生活支援員の場合は、その員数としては2人が必要となる。） ③ 常勤の従業員の配置 同一事業所で複数の指定療養介護の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（サービス管理責任者を除く。）が必要となるものである。	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）	平 24 条例 52 第 50 条 第 1 項第 3 号 平 18 障発第 1206001 号 第四の 1 (3)	

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指定療養介護を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべき課題を把握した上で、療養介護計画の作成及び提供した指定療養介護の客観的な評価等を行う者であり、事業所ごとに利用者の数に応じて必要数を置くこと。 ○ 原則として、サービス管理責任者と直接サービスの提供を行う生活支援員等とは異なる者でなければならない。 ただし、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、サービス管理責任者が指定療養介護事業所の他の職務に従事することができる。 この場合においては、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上、当該サービス管理責任者の当該他の職務に係る勤務時間を算入することはできない。 ○ 1人のサービス管理責任者は、最大利用者60人までの療養介護計画の作成等の業務を行うことができる。 この範囲で、指定療養介護事業所のサービス管理責任者が、指定宿泊型自立訓練事業所、指定自立生活援助事業所、指定共同生活介護事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者又は大規模な指定障害福祉サービス事業所等において、専従かつ常勤のサービス管理責任者1人に加えて配置すべきサービス管理責任者を兼務することは差し支えない。 ○ 「前年度の平均値」とは、当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数とする。 この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げる。	○勤務実績表 ○出勤簿（タイムカード） ○従業員の資格証 ○勤務体制一覧表 ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等） ○利用者数（平均利用人数）が分かる書類（利用者名簿等） ○生活支援員及びサービス管理責任者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等）	平24条例52第50条第1項第4号 平18障発第1206001号第四の1(4) 平18障発第1206001号第四の1(6) 平24条例52第50条第2項 平24条例52第50条第4項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(7) 管理者	(1) 事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事させ、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。) (2) 指定療養介護事業所は病院であることから、医師が指定療養介護事業所の管理者となっているか。	いる・いない いる・いない
第3 設備に関する基準 1 設備	(1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えているか。 (2) (1)に規定する設備は、専ら当該事業所の用に供するものとなっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	いる・いない いる・いない
第4 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 事業者は、支給決定障害者等が指定療養介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行っているか。 また、当該療養介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。 (2) 事業者は、社会福祉法第77条(利用契約の成立時の書面の交付)の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 指定療養介護事業所の管理者は、以下の場合であって、当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができる。 ア 当該指定療養介護事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合 イ 当該指定療養介護事業所以外の他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該指定療養介護事業所の管理業務に支障がないと認められる場合	○管理者の雇用形態が分かる書類 ○勤務実績表 ○出勤簿(タイムカード) ○従業者の資格証 ○勤務体制一覧表	平 24 条例 52 第 51 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 1 (7)	
○ 原則として、一の建物につき、一の事業所とし、指定療養介護の単位を複数設ける場合については、指定療養介護の単位ごとに当該指定療養介護を実施するために必要な設備を備えること。	○平面図 ○設備・備品等一覧表 【目視】	平 24 条例 52 第 52 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 2	
○ 書面交付事項 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供する指定療養介護の内容 ③ 当該指定療養介護の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ 指定療養介護の提供開始年月日 ⑤ 指定療養介護に係る苦情を受け付けるための窓口	○重要事項説明書 ○利用契約書(利用者または家族の署名捺印)	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 9 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3 (24)	
○ 利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	○重要事項説明書 ○利用契約書(利用者または家族の署名捺印) ○その他利用者に交付した書面	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 9 条第 2 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
2 契約支給量の報告等	(1) 事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	いる・いない
	(2) 指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市に対し遅滞なく報告しているか。	いる・いない
	(3) (2)の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合にも準じて取り扱っているか。	いる・いない
3 提供拒否の禁止	事業者は、正当な理由がなく、指定療養介護の提供を拒んでいないか。	いる・いない
	特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。	いる・いない
4 連絡調整に対する協力	事業者は、指定療養介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	いる・いない
5 受給資格の確認	事業者は、指定療養介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 指定療養介護事業者は、入院又は退院に際しては、支給決定障害者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、指定療養介護の内容、当該指定療養介護事業者が当該支給決定障害者に提供する月当たりの指定療養介護の提供日数（契約支給量）、契約日等の必要な事項を記載すること。なお、当該契約に係る指定療養介護の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定療養介護の日数を記載することとしたものである。 ○ 条例第 53 条第 2 項は、指定療養介護事業者は、（１）の規定による記載をした場合には、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。 ○ 提供を拒むことのできる正当な理由 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定療養介護を提供することが困難な場合 ※「難病等対象者」である理由のみをもって、一律機械的にサービス提供を拒否することのないよう留意すること。 ③ 入院治療が必要な場合	○ 受給者証（写） ○ 契約内容報告書 ○ 受給者証（写） ○ 契約内容報告書 ○ 適宜必要と認める資料 ○ 適宜必要と認める資料 ○ 受給者証（写）	平 24 条例 52 第 53 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(1) 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 11 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(24) 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 12 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(24) 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 14 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(24)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
6 介護給付費の支給の申請に係る援助	(1) 事業者は、療養介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 (2) 事業者は、療養介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	いる・いない いる・いない
7 心身の状況等の把握	事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない
8 指定障害福祉サービス事業者等との連携等	(1) 事業者は、指定療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。 (2) 事業者は、指定療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない いる・いない
9 サービスの提供の記録	(1) 事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。 (2) 事業者は、(1)の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 15 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(24)	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 15 条第 2 項	
	○アセスメント記録 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 16 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(24)	
	○個別支援計画 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 17 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(24)	
	○個別支援計画 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 17 条第 2 項	
○ 基準第 53 条の 2 第 1 項は、利用者及び指定療養介護事業者が、その時点での指定療養介護の利用状況等を把握できるようにするため、指定療養介護を提供した際には、当該療養介護の提供日、提供したサービスの具体的内容、利用者負担額等の利用者に伝達すべき必要な事項についての記録を適切に行うことができる場合においては、これらの事項について後日一括して記録することも差し支えないこととしたものである。	○サービス提供の記録	平 24 条例 52 第 54 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(2)	
○ 利用者の確認 基準第 53 条の 2 第 2 項は、同条第 1 項のサービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。	○サービス提供の記録		

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
10 指定療養介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等	(1) 事業者が、指定療養介護を提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られているか。 (2) (1) の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、11 の(1)から(3)までに掲げる支払については、この限りではない。)	いる・いない いる・いない
11 利用者負担額等の受領	(1) 事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けているか。 (2) 事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第 70 条第 2 項において準用する法第 58 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けているか。 (3) 事業者は、(1) 及び (2) の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 ① 日用品費 ② ①のほか指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの (4) 事業者は、(1) から (3) までに掲げる費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。 (5) 事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 利用者の直接便益を向上させるものについては、次の要件を満たす場合に、利用者等に金銭の支払を求めることは差し支えない。 ① 指定療養介護のサービス提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 ② 利用者等に求める金額、その用途及び金銭の支払を求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 20 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3 (24) 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 20 条第 2 項	
○ 法定代理受領を行わない場合 基準第 54 条第 2 項は、指定療養介護事業者が法第 29 条第 4 項に規定する法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際には、支給決定障害者から、当該指定療養介護につき、利用者負担額のほか介護給付費（療養介護医療費を含む。）の額の支払を受けるものとするものとしたものである。	○請求書 ○領収書	平 24 条例 52 第 55 条 第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3 (3) 平 24 条例 52 第 55 条 第 2 項	
○ その他受領が可能な費用の範囲 同条第 3 項は、指定療養介護事業者は前 2 項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、 ア 日用品費 イ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが 適当と認められるもの の支払を受けることができることとし、介護給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。 なお、イの具体的な範囲については、「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206002 号当職通知）によるものとする。	○請求書 ○領収書 ○領収書 ○重要事項説明書	平 24 条例 52 第 55 条 第 3 項 平 24 条例 52 第 55 条 第 4 項 平 24 条例 52 第 55 条 第 5 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
12 利用者負担額に係る管理	事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する平成18年厚生労働省告示第527号に定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（利用者負担額等合計額）を算定しているか。 この場合において、当該事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	いる・いない いる・いない
13 介護給付費の額に係る通知等	（1）事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しているか。 （2）事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しているか。	いる・いない いる・いない
14 指定療養介護の取扱方針	（1）事業者は、療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。 （2）事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。 （3）事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。 （4）事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 56 条 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3(4)	
○ 基準第 56 条第 1 項は、指定療養介護事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定療養介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。	○通知の写し	平 24 条例 52 第 57 条 第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3(5)	
○ 同条第 2 項は、基準第 54 条第 2 項の規定による額の支払を受けた場合には、提供した指定療養介護の内容、費用の額その他利用者が介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。	○サービス提供証明書の写し	平 24 条例 52 第 57 条 第 2 項	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 58 条 第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(6)	
○ 「支援上必要な事項」とは、指定療養介護計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 58 条 第 2 項	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 58 条 第 3 項	
○ 指定療養介護事業者は、自らその提供する指定療養介護の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らなければならない。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 58 条 第 4 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
15 療養介護計画の作成等	(1) 事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（療養介護計画）の作成に関する業務を担当させているか。	いる・いない
	(2) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	いる・いない
	(3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	いる・いない
	(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	いる・いない
	(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しているか。	いる・いない
	この場合において、当該事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めているか。	いる・いない
	(6) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を召集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、療養介護計画の原案の内容について意見を求めているか。	いる・いない
	(7) サービス管理責任者は、療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	いる・いない
	(8) サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び特定相談支援事業者等に交付しているか。	いる・いない
	(9) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）（モニタリング）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 療養介護計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障害福祉サービスの目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した書面である。 ○ 療養介護計画は、利用者の置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 ○ アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。 ○ 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意思を踏まえたサービス提供体制の確保に努めているか。 ○ サービス管理責任者の役割 サービス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画を踏まえて、当該指定療養介護事業所以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、療養介護計画の原案を作成し、以下の手順により療養介護計画に基づく支援を実施するものである。 ア 利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、療養介護計画の原案について意見を求めること イ 当該療養介護計画の原案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること ウ 利用者及び指定特定相談支援事業者等へ当該療養介護計画を交付すること エ 当該療養介護計画の実施状況の把握及び療養介護計画の見直すべきかどうかについての検討（当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて療養介護計画の変更を行う必要があること。）を行うこと	○ 個別支援計画 ○ サービス管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 ○ 個別支援計画 ○ アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる書類 ○ アセスメントを実施したことが分かる記録 ○ 面接記録 ○ 個別支援計画の原案 ○ 他サービスとの連携状況が分かる書類 ○ サービス担当者会議の記録 ○ 個別支援計画（利用者または家族の署名） ○ 利用者に交付した記録 ○ 個別支援計画（利用者または家族の署名） ○ 個別支援計画 ○ アセスメント及びモニタリングに関する記録	平 24 条例 52 第 59 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号第四の 3(7) 平 24 条例 52 第 59 条第 2 項 平 24 条例 52 第 59 条第 3 項 平 24 条例 52 第 59 条第 4 項 平 24 条例 52 第 59 条第 5 項 平 24 条例 52 第 59 条第 6 項 平 24 条例 52 第 59 条第 7 項 平 24 条例 52 第 59 条第 8 項 平 24 条例 52 第 59 条第 9 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
15 療養介護計画の作成等	(10) サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 (11) 療養介護計画に変更のあった場合、(2) から (8) に準じて取り扱っているか。	いる・いない いる・いない
16 サービス管理責任者の責務	(1) サービス管理責任者は、療養介護計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。 ③ 他の従事者に対する技術指導及び助言を行うこと。 (2) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めているか。	いる・いない いる・いない
17 相談及び援助	事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	いる・いない
18 機能訓練	事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行っているか。	いる・いない
19 看護及び医学的管理の下における介護	(1) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 (2) 事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○モニタリング記録 ○面接記録 ○(2)から(8)に掲げる確認資料 ○個別支援計画 ○アセスメント及びモニタリングに関する記録 ○サービス提供の記録 ○他の従業者に指導及び助言した記録	平 24 条例 52 第 59 条 第 10 項 平 24 条例 52 第 59 条 第 11 項 平 24 条例 52 第 60 条第 1 項 平 24 条例 52 第 60 条第 2 項	
○基準第 60 条は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものである。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 61 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(9)	
○機能訓練は、作業療法士又は理学療法士等が行う機能訓練に限るものではなく、日常生活の中での機能訓練やレクリエーション、行事の実施等を通じた機能訓練を含むものであり、これらについても十分配慮しなければならない。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 62 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(10)	
○指定療養介護の提供に当たっては、利用者の人格に十分配慮し、療養介護計画によるサービスの目標等を念頭において行うことが基本であり、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護を提供し、又は必要な支援を行うものとする。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 63 条 第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(11) 平 24 条例 52 第 63 条 第 2 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
19 看護及び医学的管理の下における介護	(3) 事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。 (4) 事業者は、(1) から (3) に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行っているか。 (5) 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせていないか。	いる・いない いる・いない いる・いない
20 その他のサービスの提供	(1) 事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めているか。 (2) 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めているか。 また、利用者や家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族に配慮したものとするよう努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
21 緊急時等の対応	従業者は、現に指定療養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	いる・いない
22 支給決定障害者に関する市町村への通知	事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。	いる・いない
23 管理者の責務	(1) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 事業所の管理者は、当該事業所の従業者に指定障害福祉サービス基準第3章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 排せつの介護は、利用者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施すること。 ○ おむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換は、頻繁に行えばよいということではなく、利用者の排せつ状況を踏まえて実施すること。	○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料 ○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 63 条 第 3 項 平 24 条例 52 第 63 条 第 4 項 平 24 条例 52 第 63 条 第 5 項	
○ 指定療養介護事業所は、利用者が自らの趣味や嗜好に応じた活動を通じて充実した日常生活を送ることができるよう、野外活動や芸術鑑賞等のレクリエーション行事の実施に努めること。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 64 条 第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(12)	
○ 指定療養介護事業所は利用者の家族に対し、指定療養介護事業所の会報の送付、当該事業所が実施する行事への参加呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めること。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 64 条 第 2 項	
	○緊急時対応マニュアル ○ケース記録 ○事故等の対応記録	平 24 条例 52 第 65 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(13)	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 66 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(14)	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 67 条 第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(15)	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 67 条 第 2 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
24 運営規程	事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 利用定員 ④ 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 ⑤ サービス利用に当たっての留意事項 ⑥ 緊急時等における対応方法 ⑦ 非常災害対策 ⑧ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑨ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑩ その他運営に関する重要事項	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
25 勤務体制の確保等	(1) 事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。 (2) 事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業者によって指定療養介護を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。) (3) 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 「虐待の防止のための措置事項」 ア 虐待の防止に関する責任者の選定 イ 成年後見制度の利用支援 ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画等）など オ 条例第 40 条の 2 第 1 項の「虐待の防止のための対策を検討する委員会（以下「虐待防止委員会」という。）」の設置等に関すること。	○ 運営規程	平 24 条例 52 第 68 条 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(16) 「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号当職通知）	
○ 指定療養介護事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表（生活支援員の勤務体制を指定療養介護の単位等により 2 以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表）を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	○ 従業者の勤務表	平 24 条例 52 第 69 条 第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第四の 3(17)	
○ 指定療養介護事業所は原則として、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供すべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものである。	○ 勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類	平 24 条例 52 第 69 条 第 2 項	
○ 指定療養介護事業所の従業者の資質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定療養介護事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。	○ 研修計画、研修 実施記録	平 24 条例 52 第 69 条 第 3 項	
○ 同条第 4 項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定療養介護事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。		平 24 条例 52 第 69 条 第 4 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
25 勤務体制の確保等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
ア 指定療養介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容 指定療養介護事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずるべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 <u>a 指定療養介護事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発</u> 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 <u>b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</u> 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 ○なお、パワーハラスメント防止のための指定療養介護事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、<u>中小企業（医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が 5000 万円以下又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。</u> イ 指定療養介護事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人に対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。			

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
26 業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」)を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。 (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○指定療養介護事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定療養介護の提供を受けられるよう、指定療養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。 ○業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第 33 条の 2 に基づき指定療養介護事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ○感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 ○業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）を参照されたい。 ○業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携	○業務継続計画（BCP） ・新型コロナウイルス ・自然災害 ○職員の研修の記録など	平 24 条例 52 第 77 条準用第 33 条の 2 第 1 項 平 24 条例 52 第 77 条準用第 33 条の 2 第 2 項 平 24 条例 52 第 77 条準用第 33 条の 2 第 3 項	令和 6 年度から義務化

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
26 業務継続計画の策定等		
27 定員の遵守	事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っていないか。 (ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。 ○ 従業者教育を組織的に浸透させていくために、<u>定期的（年1回以上）な教育を開催する</u>とともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。 ○ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定療養介護事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を<u>定期的（年1回以上）に実施するものとする。</u> ○ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。 ○ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ○ 下記に該当する利用定員を超えた利用者の受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該指定療養介護事業所において受け入れる必要がある場合等<u>やむを得ない事情が存する場合に限り、可能とする。</u> ① 1日当たりの利用者の数 ア 利用定員50人以下の指定療養介護事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員に110%を乗じて得た数以下となっていること。 イ 利用定員51人以上の指定療養介護事業所の場合 1日当たりの利用者の数が、利用定員から50を差し引いた数に105%を乗じて得た数に、55を加えて得た数以下となっていること。 ② 過去3月間の利用者の数 過去3月間の利用者の延べ数が、利用定員に開所日数を乗じて得た数に105%を乗じて得た数以下となっていること。	○運営規程 ○利用者が分かる書類（利用者名簿等）	平24条例52第70条 平18障発第1206001号第四の3(18)	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
28 非常災害対策	(1) 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、事業所の立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立てているか。 (2) 事業者は、前項の具体的計画の内容について、従業員及び利用者に分かりやすく業所内に掲示しているか。 (3) 事業者は、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に従業員に周知しているか。 (4) 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 (5) 事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない
29 衛生管理等	(1) 事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。 (2) 事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ① 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業員に周知徹底しているか。 ② 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。 ③ 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）その他法令等に規定された設備を指しており、それらの設備を確実に設置すること。 ○ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 3 条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第 8 条の規定に基づき定められる者に行わせること。 ○ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう職員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めるものである。 ○（３）は、指定療養介護事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。 ○（１）は、事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきであり、特に、従業員が感染源となることを予防し、また従業員を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じるべきことを規定したものである。 このほか、次の点に留意するものとする。 ア 事業者は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。 ウ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。	○非常火災時対応マニュアル（対応計画） ○運営規程 ○通報・連絡体制 ○消防用設備点検の記録 ○避難訓練の記録 ○消防署への届出 ○衛生管理に関する書類 ○ 感染予防に関するマニュアルなど ○ 感染予防に関する職員研修記録等	平 24 条例 52 第 71 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号第四の 3(19) 平 24 条例 52 第 71 条第 2 項 平 24 条例 52 第 71 条第 3 項 平 24 条例 52 第 71 条第 4 項 平 24 条例 52 第 71 条第 5 項 平 24 条例 52 第 72 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号第四の 3(20) 平 24 条例 52 第 72 条第 2 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
29 衛生管理等		

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○（２）に規定する感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置については、具体的には次のアからエまでの取扱いとすること。 ア 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 ➤ 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。 ➤ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。</u> ➤ <u>感染対策担当者は看護師であることが望ましい。</u> ➤ 感染対策委員会は、入所者の状況など施設の状況に応じ、<u>おおむね３月に１回以上、定期的に開催する</u>とともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 ➤ 感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 この際、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 なお、感染対策委員会は、運営委員会など指定療養介護事業所内の他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。 また、指定療養介護事業所外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 イ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 ➤ 事業所における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ➤ 平常時の対策としては、次のようなものが想定される。 ・ 事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等） ・ 日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等 ➤ 発生時の対応としては、次のようなものが想定される。 ・ 発生状況の把握 ・ 感染拡大の防止 ・ 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 ・ 医療処置 ・ 行政への報告 等			令和６年度から義務化

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
29 衛生管理等		
30 掲示	(1) 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
➤ 発生時における指定療養介護事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 ウ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修 ➤ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 ➤ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。</u> ➤ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。 ➤ 研修の実施内容についても記録することが必要である。 ➤ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定療養介護事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定療養介護事業所の実態に応じ行うこと。 エ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練 ➤ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、<u>訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。</u> ➤ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 ➤ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ○（１）は、事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。	○ 事業所の 掲示物	平 24 条例 52 第 73 条 第 1 項 平 24 条例 52 第 73 条 第 2 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
30 掲示	(2) (1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、(1)の掲示に代えることができるが、掲示ができない場合に掲示に代えているか。	いる・いない
31 身体拘束の禁止	(1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。 (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。 (3) 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底しているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。 ③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的 to 実施しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○（２）項は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定療養介護事業所内に備え付けることで同条第１項の掲示に代えることができることを規定したものである。 ○（１）、（２）は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。 ○（３）の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体拘束適正化検討委員会」という。）は、事業所に従事する幅広い職種により構成する。 ○構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</u> ○身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師（精神科専門医等）、看護職員等の活用が考えられる。 また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。 ○身体拘束適正化検討委員会は、<u>少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）も差し支えない。</u> ○指定療養介護事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支援方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 ○身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定している。 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。	○個別支援計画 ○身体拘束等の記録 ○身体拘束等に関する書類 （必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） ○身体拘束適正化検討委員会の議事録等 ○身体拘束等の適正化のための指針 ○身体拘束に関する職員研修記録等	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 35 条の 2 第 1 項 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 35 条の 2 第 2 項 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 35 条の 2 第 3 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
31 身体拘束の禁止		
32 秘密保持等	(1) 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 (2) 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 (3) 事業者は、他の指定療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。 ○ ②の指定療養介護事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 ○ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定療養介護事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。 ○ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、<u>定期的な研修を実施(年1回以上)するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。</u> また、研修の実施内容について記録することが必要である。 ○ 研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 ○ 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講じること。 ○ 従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報等を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するために、指定療養介護事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要がある。 なお、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。	○従業者及び管理者の秘密保持誓約書 ○その他必要な措置を講じたことが分かる文書(就業規則等) ○個人情報同意書	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 36 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3(24) 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 36 条第 2 項 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 36 条第 3 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
33 情報の提供等	事業者は、指定療養介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定療養介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	いる・いない
34 利益供与等の禁止	(1) 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 (2) 事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	いる・いない いる・いない
35 苦情解決	(1) 事業者は、その提供した指定療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 (2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。 (3) 事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは当該事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (4) 事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定療養介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○「必要な措置」とは、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。 当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。 ○苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。	○情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等）	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 37 条第 1 項	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 38 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3 (25)	
	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 38 条第 2 項	
	○苦情受付簿 ○重要事項説明書 ○契約書 ○事業所の掲示物	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 39 条第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3 (26)	
	○苦情者への対応記録 ○苦情対応マニュアル	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 39 条第 2 項	
	○市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 39 条第 3 項	
	○都道府県からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 39 条第 4 項	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
35 苦情解決	(5) 事業者は、その提供した指定療養介護に関し、法第 48 条第 1 項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定療養介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 (6) 事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3) から (5) までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しているか。 (7) 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。	いる・いない いる・いない いる・いない
36 事故発生時の対応	(1) 事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 (2) 事業者は(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。 (3) 事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○ 利用者に対する指定療養介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定療養介護事業者が定めておくことが望ましい。 また、事業所に自動体外式除細器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。なお、事業所の近隣にＡＥＤが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ○ 指定療養介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 ○ 指定療養介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。	○都道府県または市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 ○都道府県等への報告書 ○運営適正委員会の調査又はあつせんに協力したことが分かる書類 ○事故対応マニュアル ○市町村、家族等への報告記録 ○事故の対応記録 ○ヒヤリハットの記録 ○再発防止の検討記録 ○損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料(賠償責任保険書類等)	平 24 条例 52 第 77 条 準用第 39 条 第 5 項 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 39 条第 6 項 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 39 条第 7 項 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 40 条 第 1 項 平 18 障発第 1206001 号 第三の 3(27) 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 40 条 第 2 項 平 24 条例 52 第 77 条 準用第 40 条 第 3 項 「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成 14 年 3 月 28 日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
37 虐待の防止	虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。 ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しているか。 ② 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施しているか。 ③ ①と②の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 （※虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等を配置すること。）	いる・いない いる・いない いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
○虐待防止委員会の役割は、以下の３つ。 ①虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ②虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ③虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） ○委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、<u>専任の虐待防止担当者（必置）</u>を決めておくことが必要である。 ○委員会の構成員には利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。また、法人単位での委員会設置も可能である。 ○委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底すること。 ○委員会は<u>少なくとも１年に１回は開催</u>することが必要である。 ○虐待防止のために報告・改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意すること。 ○指定療養介護事業所は次のような項目を定めた「<u>虐待防止のための指針</u>」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 ○研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 ○職員教育を組織的に徹底させていくためには、虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、<u>定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要であり、実施内容について記録することが必要である。</u> ○なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 ○第３号の<u>虐待防止のための担当者</u>については、サービス管理責任者等を配置すること。	○虐待防止のための対策委員会の議事録等 ○虐待に関する職員研修記録等 ○担当者名の分かる書類等	平 24 条例 52 第 77 条準用 第 40 条の 2	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
38 地域との連携等	事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	いる・いない
39 記録の整備	(1) 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 (2) 事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しているか。 ① 療養介護計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	いる・いない いる・いない
第5 変更の届出等	(1) 事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令	特記事項
	○適宜必要と認める資料 ○職員名簿 ○設備・備品台帳 帳簿等の会計書類 ○左記①から⑥までの書類 ○変更届(控) ○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 75 条 平 18 障発 第 1206001 号 第四の 3 (22) 平 24 条例 52 第 76 条 第 1 項 平 18 障発 第 1206001 号 第四の 3 (23) 平 24 条例 52 第 76 条 第 2 項 法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条の 23	

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
第6 介護給付費又は訓練等給付費の算定及び取扱い 基本事項	(1) 指定療養介護に要する費用の額は、平成18年厚生労働省告示第523号の別表「介護給付費等単位数表」の第5により算定する単位数に、10円を乗じて得た額を算定しているか。 (ただし、その額が現に当該指定療養介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定療養介護事業に要した費用の額となっているか。) (2) (1)の規定により、指定療養介護に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	いる・いない いる・いない
1 療養介護サービス費	療養介護サービス費（Ⅰ）～（Ⅳ）までについては、次の①から④までのいずれかに該当する利用者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	いる・いない
(1) 療養介護サービス費	① 区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であること。 ② 区分5以上に該当し、右チェックポイントの(二)のイからニまでのいずれかに該当する者であること。 ③ ①及び②に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めたものであること。 ④ 平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条による改正前の児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。)に入所した者又は指定医療機関(旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。)に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所(指定障害福祉サービス基準第50条第1項に規定する指定療養介護事業所をいう。)を利用するものであること。	該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当 該当・非該当
(2) 経過措置利用者	療養介護サービス費（Ⅴ）については、別に厚生労働大臣が定める者であって、区分4以下に該当する者又は区分1から区分6までのいずれにも該当しない者に対して、指定療養介護を行った場合に、所定単位数を算定しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 療養介護の対象者について 療養介護については、次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。 (一) 区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 (二) 区分5以上に該当し、次のイからニまでのいずれかに該当する者であること。 イ 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 ロ 医療的ケアスコア（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（平成24年厚生労働省告示第122号）第1の1の表（以下「スコア表」という。）の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が16点以上の者 ハ 第543号告示の別表第二に掲げる行動関連項目の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者 ニ 厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第236号）に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 (三) (一)及び(二)に掲げる者に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者 (四) 旧重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院した者（以下「旧重症心身障害児施設等入所者」と総称する。）であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する(一)から(三)以外の者	法第29条第3項 平18厚告523の一 平18厚告523の二 平18厚告523 別表第5の1の注1
➤ 厚生労働大臣が定める者（平18厚労告556・第1号） 次のイ又はロに該当する者 イ 平成18年9月30日において、知的障害児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設に入所（以下、「知的障害障害児施設等」という。）していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、平成18年10月1日以降当該知的障害児施設等又は指定医療機関から継続して一以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は知的障害児施設等若しくは指定医療機関を退所若しくは退院した後に指定療養介護事業所を利用する者 ロ 平成24年3月31日において知的障害児施設等に入所していた者又は指定医療機関に入院していた者のうち、平成24年4月1日以降当該知的障害児施設等であった児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設又は当該医療機関から継続して1以上の他の指定療養介護事業所を利用している者又は当該障害児施設等であった同条に規定する障害児入所施設若しくは当該指定医療機関を退所・退院した後に指定療養介護事業所を利用する者	平18厚告523 別表第5の1の注2

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(3) 療養介護サービス費 (I) 《区分6が利用者の50%以上かつ従業者配置基準2:1以上の場合》	療養介護サービス費 (I) については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2で除して得た数以上であり、かつ、区分6に該当する者が利用者 ((2) 又は (9) に定める者を除く。) の数の合計数の100分の50以上であるものとして市長に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、運営規程に定められている利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
(4) 療養介護サービス費 (II) 《従業者配置基準3:1以上の場合》	療養介護サービス費 (II) については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上であるもの又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を3で除して得た数以上であるものとして市長に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
(5) 療養介護サービス費 (III) 《従業者配置基準4:1以上の場合》	療養介護サービス費 (III) については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるもの又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を4で除して得た数以上であるものとして市長に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
(6) 療養介護サービス費 (IV) 《特定旧法指定施設であり、従業者配置基準6:1以上の場合》	療養介護サービス費 (IV) については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるもの又は特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を6で除して得た数以上であるものとして市長に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	いる・いない

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(7) 療養介護サービス費 (V) 《経過措置利用者に対する従業者配置基準 6 : 1 以上の場合》	療養介護サービス費 (V) については、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を 6 で除して得た数であるものとして市長に届け出た指定療養介護の単位において、指定療養介護の提供を行った場合に、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合は、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
(8) 経過的療養介護サービス費 (I)	経過的療養介護サービス費 (I) については、平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、特例指定療養介護事業所であって、当該指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を 2 で除して得た数以上であるものとして市長に届け出た指定療養介護の単位において、平成 24 年 3 月 31 日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成 24 年 4 月 1 日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1 日につき所定単位数を算定しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の 1000 分の 965 に相当する単位数を算定しているか。	いる・いない
(9) その他 [減算が行われる場合] 人員欠如減算	(1) (3) から (8) までに掲げる療養介護サービス費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 指定療養介護の利用者の数又は従業者の員数が次のア又はイに該当する場合 ア 利用者の数が、平成 18 年厚生労働省告示第 550 号「厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」の一のイの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 ➢ 同表の下欄に掲げる割合 100 分の 70 イ 従業者の員数が平成 18 年厚生労働省告示第 550 号の一のロの表の上欄に掲げる基準に該当する場合 ➢ 同表の下欄に掲げる割合 100 分の 70 ② 指定療養介護の提供に当たって、療養介護計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 (二) 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50	いる・いない 該当・非該当 該当・非該当
計画未作成減算	② 指定療養介護の提供に当たって、療養介護計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合 (一) 作成されていない期間が 3 月未満の場合 100 分の 70 (二) 作成されていない期間が 3 月以上の場合 100 分の 50	該当・非該当
情報公表未報告減算	(2) 法第 76 条の 3 第 1 項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
業務継続計画未策定減算	(3) 指定障害福祉サービス基準第 76 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 33 条の 2 第 1 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算しているか。【ただし、下記①②を策定している場合は、令和 7 年 3 月 31 日までは経過措置として減算を適用しない】 ① 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備 ② 非常災害に関する具体的計画	いる・いない
身体拘束廃止未実施減算	(4) 指定障害福祉サービス基準第 76 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 35 条の 2 第 2 項又は第 3 項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
(9)(2) 【新設】○所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算。 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対して「情報公表未報告減算」を創設する。また、施行規則において、市町村長は、指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。	平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 7
(9)(3) 【新設】○所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算。 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。<u>ただし、「感染症の予防及びまん延防止のための指針」、「非常災害に関する具体的計画」が策定されている場合は、令和7年3月31日までは減算を適用しない。</u> ・以下の基準に適用していない場合、（令和7年4月1日から）所定単位数を減算する。	平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 8
① 感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること。 ② 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。	平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 9
(9)(4) 【見直し】○所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算。 身体拘束等の適正化の徹底を図るため、身体拘束廃止未実施減算の減算額(5単位から所定単位数の10%)を引き上げる。また、以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について、減算する。 ① やむを得ず身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむ得ない理由その他必要な事項を記録すること。 ② 身体拘束適正化検討委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。 ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。 ④ 従業者に対し研修を定期的を実施すること。	
なお、複数の減算事由に該当する場合であっても、所定単位数の100分の10に相当する単位数を減算する。事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算すること。これは適正なサービスの提供を確保するための規定であり、事業所は身体拘束等の廃止を図るよう努めるものとする。	平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 10
	平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 11
	平 18 厚告 523 別表第 5 の 1 の注 12

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
虐待防止措置未実施減算	(5) 指定障害福祉サービス基準第 76 条において準用する指定障害福祉サービス基準第 40 条の 2 に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算しているか。	いる・いない
2 地域移行加算	入院期間が 1 月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定障害福祉サービス基準第 50 条の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業員のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談指導を行い、かつ、当該利用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中 2 回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族に対して相談援助を行った場合に、退院後 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。 (ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。)	いる・いない
3 福祉専門職員配置等加算 (1) 福祉専門職員配置等加算 (I)	福祉専門職員配置等加算 (I) については、指定障害福祉サービス基準第 50 条第 1 項第 3 号又は附則第 3 条の規定により置くべき生活支援員 (次の (2) 及び (3) において「生活支援員」という。) として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が 100 分の 35 以上であるものとして市長に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
(2) 福祉専門職員配置等加算 (II)	福祉専門職員配置等加算 (II) については、生活支援員として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業員の割合が 100 分の 25 以上であるものとして市長に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算 (I) を算定している場合は、算定しない。	いる・いない

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして市長に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。 ① 生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 ② 生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	いる・いない
4 人員配置体制加算 (1) 人員配置体制加算(Ⅰ)	人員配置体制加算(Ⅰ)については、1-(8)に適合する指定療養介護の単位であって、経過的療養介護サービス費(Ⅰ)を算定している特例指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を1.7で除して得た数以上であるものとして市長に届け出た指定療養介護の単位(平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合に限る。)において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令												
(三) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ) 次のいずれかに該当する場合であること。 ア 直接処遇職員として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業者数をいう。）のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。 イ 直接処遇職員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。 なお、イ中「3年以上従事」とは、加算の申請を行う前月の末日時点における勤続年数とし、勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え同一法人の経営する他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害福祉サービス事業を行う事業所（旧法施設を含む）、精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設、精神障害者福祉ホーム、小規模通所授産施設、地域生活支援事業の地域活動支援センター等、障害者就業・生活支援センター、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を行う事業所、障害児入所施設、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。 また、当該勤続年数の算定については、非常勤で勤務していた期間も含めることとする。 (四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて 多機能型事業所又は障害者支援施設については、当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合には全ての利用者に対して加算を算定することとする。 なお、この場合において、当該多機能型事業所等の中で複数の直接処遇職員として、常勤の時間を勤務している者（例：生活介護の生活支援員を0.5人分、就労移行支援の職業指導員を0.5人分勤務している者）については、「常勤で配置されている従業者」に含めることとする。	平18厚告523 別表第5の3の注3												
○ 人員配置体制加算 イ 人員配置体制加算(Ⅰ) <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が61人以上80人以下</td> <td>6単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が81人以上</td> <td>17単位</td> </tr> </table> ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) <table border="0"> <tr> <td>(1) 利用定員が40人以下</td> <td>170単位</td> </tr> <tr> <td>(2) 利用定員が41人以上60人以下</td> <td>200単位</td> </tr> <tr> <td>(3) 利用定員が61人以上80人以下</td> <td>224単位</td> </tr> <tr> <td>(4) 利用定員が81人以上</td> <td>237単位</td> </tr> </table> 人員配置体制加算の取扱いについて (一) 人員配置体制加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)については、次のア又はイごとに以下の条件をそれぞれ満たした場合に、算定できることとする。 <u>ア 人員配置体制加算(Ⅰ)</u> 旧重症心身障害児施設又は指定医療機関（以下「旧重症心身障害児施設等」という。）から転換する指定療養介護事業所の中で、経過的療養介護サービス費(Ⅰ)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を1.7で除して得た数以上であること。 <u>イ 人員配置体制加算(Ⅱ)</u> 旧重症心身障害児施設等から転換する指定療養介護事業所の中で、療養介護サービス費(Ⅱ)を算定している場合であって、常勤換算方法により、従業者の員数が利用者の数を2.5で除して得た数以上であること。 (二) 人員配置体制加算については、利用者全員につき算定することとする。	(1) 利用定員が61人以上80人以下	6単位	(2) 利用定員が81人以上	17単位	(1) 利用定員が40人以下	170単位	(2) 利用定員が41人以上60人以下	200単位	(3) 利用定員が61人以上80人以下	224単位	(4) 利用定員が81人以上	237単位	平18厚告523 別表第5の4の注1
(1) 利用定員が61人以上80人以下	6単位												
(2) 利用定員が81人以上	17単位												
(1) 利用定員が40人以下	170単位												
(2) 利用定員が41人以上60人以下	200単位												
(3) 利用定員が61人以上80人以下	224単位												
(4) 利用定員が81人以上	237単位												

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
(2) 人員配置体制加算(Ⅱ)	人員配置体制加算(Ⅱ)については、1-(4)に適合する指定療養介護の単位であって、療養介護サービス費(Ⅱ)を算定している特例指定療養介護の単位ごとに置くべき生活支援員等の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を2.5で除して得た数以上であるものとして市長に届け出たもの(平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位に限る。)において、平成24年3月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。 ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算しているか。	いる・いない
5 障害福祉サービスの体験利用支援加算	指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。)の障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。)を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数を加算しているか。 ① 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 ② 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者(法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整その他の相談援助を行った場合	いる・いない
5の2 集中的支援加算	別に厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への支援に関し高度な専門性を有すると市長が認めた者であって、地域において強度行動障害を有する者に係る支援を行うもの(以下「広域的支援人材」という。)を指定療養介護事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して、広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算しているか。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
○ 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300 単位 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 障害福祉サービスの体験利用支援加算については、指定療養介護事業所の利用者が、地域生活への移行に向けて指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合であって、指定療養介護事業所の従業員が以下のいずれかの支援を行う場合に加算するものとする（当該支援を行った場合には当該支援の内容を記録すること。） （一）体験的な利用支援の利用日に当該指定療養介護事業所において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合 （二）以下に掲げる体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合 ア 体験的な利用支援を行うに当たっての指定地域移行支援事業者との留意点等の情報共有その他必要な連絡調整 イ 体験的な利用支援を行った際の状況に係る指定地域移行支援事業者との情報共有や当該状況を踏まえた今後の支援方針の協議等 ウ 利用者に対する体験的な利用支援を行うに当たっての相談援助 なお、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援の利用日については、当該加算以外の指定療養介護に係る基本報酬等は算定できないことに留意すること。 また、当該加算は、体験利用日に算定することが原則であるが、上記（二）の支援を、体験利用日以前に行った場合には、利用者が実際に体験利用した日の初日に算定して差し支えない。	平 18 厚告 523 別表第 5 の 4 の注 2 平 18 厚告 523 別表第 5 の 5 の注
○ 集中的支援加算 1000 単位	平 18 厚告 523 別表第 5 の 5 の 2 の注

主 眼 事 項	着 眼 点	自 己 評 価
6 福祉・介護職員 等処遇改善加算	当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算しているか。 ただし、いずれかの加算を算定している場合にあっては、その他の加算は算定しない。	いる・いない

チェックポイント	根拠法令
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）等について、<u>インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</u> ※令和８年６月から、福祉・介護職員等処遇改善加算が以下のように拡充 ①対象を、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大 ②上乗せの加算区分の新設（加算Ⅰロ、加算Ⅱロ） ・生産性向上や協働化に取り組む事業者が対象 ・従来分は、加算Ⅰイ、加算Ⅱイ	平 18 厚告 523 別表第 5 の 6 の注 1 平 18 厚告 523 別表第 5 の 6 の注 2

(参考) 主な根拠法令等

区分	略 号	法 令 等 名
法	法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月 7 日，法律第 123 号）
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年 1 月 25 日，政令第 10 号）
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年 2 月 28 日，厚生労働省令第 19 号）
	平 18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省令第 171 号）
	平 18 厚令 172	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員，設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省令第 172 号）
告示	平 18 厚告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 523 号）
	平 18 厚告 527	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 70 条第 2 項及び第 71 条第 2 項において準用する同法第 58 条第 4 項の規定による療養介護医療又は基準該当療養介護医療に要する費用の額の算定方法及び同法第 72 条において準用する同法第 62 条第 2 項の規定による診療方針（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 527 号）
	平 18 厚告 539	厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 539 号）
	平 18 厚告 542	厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 542 号）
	平 18 厚告 543	厚生労働大臣が定める基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 543 号）
	平 18 厚告 544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 544 号）
	平 18 厚告 550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準，従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 550 号）
	平 18 厚告 551	厚生労働大臣が定める施設基準（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 551 号）
	平 18 厚告 556	厚生労働大臣が定める者（平成 18 年 9 月 29 日，厚生労働省告示第 556 号）
通知等	平 18 障発第 1206001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日，障発第 1206001 号）
	平 18 障発第 1031001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 1 月 31 日，障発第 1031001 号）
	平 17 障発第 1020001 号	障害者（児）施設における虐待の防止について（平成 17 年 10 月 20 日，障発第 1020001 号）
		福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成 14 年 3 月 28 日，福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）
条例	平 24 条例 52	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月 25 日，条例第 52 号）